

# 農業土木工事の技術基準

平成30年4月  
(令和元年11月改定)  
宮崎県農政水産部

# 目 次

- 1 農業土木工事共通仕様書
- 2 農業土木施工管理基準
- 3 農業土木工事出来形管理基準  
及び規格値
- 4 農業土木工事品質管理基準
- 5 農業土木工事写真管理基準
- 6 農業土木工事施工管理の統一事項

# 農業土木工事 出来形管理基準及び規格値

平成30年4月  
(令和元年11月改定)

宮崎県農政水産部



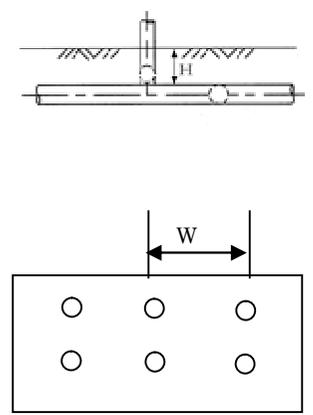
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	10 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
13 水路工編	3 管水路工	18 道路復旧工			アスファルト舗装工 (下層路盤工)	厚 さ	-45	-15
						幅	-50	—
13 水路工編	3 管水路工	18 道路復旧工	1		アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-8
						幅	-50	—

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>厚さは、延長 40m毎に 1 箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所を測定。なお、延長 40m未満のものは 1 施工箇所につき 2 箇所測定。 厚さは下がり管理とする。</p> <p>「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、 第 3 編土木工事共通編 第 2 章一般施工 第 6 節一般舗装工 の基準により管理を行うこと。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
<p>厚さは、延長 40m毎に 1 箇所を測定。 幅は、延長 80m毎に 1 箇所を測定。延長 40m未満のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。 厚さは下がり管理とする。</p> <p>「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、 第 3 編土木工事共通編 第 2 章一般施工 第 6 節一般舗装工 の基準により管理を行うこと。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	
							個々の測定値 (X)	0 個の測定値の平均 (X <sub>10</sub> )
13	3	18			アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-2
						幅	-25	-
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	
13	3	14			畑地かんがい 定置式スプリンクラー 工	埋設深 H	-50	
						設置間隔 W (定置式)	±100	

測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>幅は、延長 80m 毎に 1 箇所の割合とし、厚さは、各舗装厚さ毎に 1000m<sup>2</sup> に 1 個の割合でコア-を採取して測定。</p> <p>仮復旧舗装の場合についてもこの基準を適用するものとするが、厚さの測定はコア-もしくは下がり管理により実施することとする。</p> <p>「既存の舗装面等への擦りつけのみでは復旧できない場合」については、 第3編土木工事共通編 第2章一般施工 第6節一般舗装工 にの基準により管理を行うこと。</p>	<p>厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X<sub>10</sub>) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p>	
測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
<p>構造物の寸法表示箇所を測定する。</p>		

# 農業土木工事 品質管理基準

平成30年4月  
(令和元年11月改定)  
宮崎県農政水産部



# 品質管理目次

## 農業土木工事の留意事項 ----- 1

### 1. 品質管理基準及び規格値

1. セメント・コンクリート

(転圧コンクリート・ダム覆工コンクリート・吹付けを除く)

県土整備部  
品質管理基準 適用

2. ガス圧接

3. 既製杭工

4. 下層路盤 ----- 3

5. 上層路盤 ----- 4

6. アスファルト安定処理路盤 ----- 5

7. セメント安定処理路盤 ----- 5

8. アスファルト舗装 ----- 5

9. 転圧コンクリート

10. グースアスファルト舗装

11. 路床安定処理工

12. 表層安定処理工 (表層混合処理工)

13. 固結工

14. アンカー工

15. 補強土壁工

16. 吹付工

17. 現場吹付法砕工

18. 河川土工

19. 海岸土工

20. 砂防土工

21. 道路土工 ----- 8

22. 捨石工

23. コンクリートダム

24. 覆工コンクリート (NATM)

25. 吹付けコンクリート (NATM)

26. ロックボルト (NATM)

27. 路上再生路盤工

28. 路上表層再生工

29. 排水性舗装工・透水性舗装工

30. プラント再生舗装工

31. 工場製作工 (鋼橋用鋼材)

32. ガス切断工

33. 溶接工

34. ため池堤体工 ----- 11

35. 水路工 (管水路) ----- 13

36. 路床置換工 ----- 19

県土整備部  
品質管理基準 適用

県土整備部  
品質管理基準 適用



34 ため池現場 土工	材 料	必須	土の締め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	監督職員との協議の上で、(再)転圧を行うものとする。
		そ の 他	土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	
			施 工	必須	現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm: JIS A 1214 JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装試験法便覧 1-7-2	最大乾燥密度の95%以上。

			<p>または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領(案)</p>	<p>1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の95%以上。又は、設計図書による。</p>	<p>築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とし、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。</p> <table border="1"> <tr> <td>面積(m<sup>2</sup>)</td> <td>0~500</td> <td>500~1000</td> <td>1000~</td> </tr> <tr> <td>測定点数</td> <td>5</td> <td>10</td> <td>15</td> </tr> </table>	面積(m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~	測定点数	5	10	15	<p>・最大粒径&lt;100mmの場合に適用する。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする</p>	
面積(m <sup>2</sup> )	0~500	500~1000	1000~												
測定点数	5	10	15												
			<p>「TS・GPSを用いた盛土の締固め情報化施工管理要領(案)」による</p>	<p>施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。</p>	<p>1. 盛土を管理する単位(以下「管理単位」)に分割して管理単位毎に管理を行う。 2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m<sup>2</sup>を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m<sup>2</sup>以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。 3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。</p>										
その他	土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	含水比の変化が認められたとき。	モニタリングのための試験である。										
	コーン指数の測定	舗装試験法便覧1-2-1	設計図書による。	トラフィカビリティが悪いとき。	モニタリングのための試験である。										

35 水路工 (管水路) ①土工及び 管布設	材料	必須	土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
35 水路工 (管水路) ②路体、路床	材料	必須	現場密度の測定	JIS A 1210 A・B法	締固めⅠ 最大乾燥密度の85%以上 締固めⅡ 最大乾燥密度の90%以上 上記によらない場合は特記仕様書による	必要に応じて。	・基礎(砂基礎等)及び埋戻し等 ・管径600mm以上のとう性管に適用する。 ・管径600以下については、以下のとおりとする。 基礎材の密度試験は、別紙3を参照。 なお、基礎材の密度試験について、管側部で測定できない場合には、管頂部付近で行うこととする。施工条件により密度試験が実施できない場合には、監督員との協議のうえ試験施工を品質管理とすることができる。ただし、受注者は、試験施工で求めた転圧回数を遵守しなければならない。 ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする ・舗装道路下の場合の路体、路床、埋戻部の現場密度の測定は、道路土工の品質管理の試験項目、規格値に準じる。
			締固め度		$\frac{\text{現地で締固めた後の乾燥密度}}{\text{JIS A 1210の試験方法による最大乾燥密度}} \times 100(\%)$	施工延長200m毎に1回、左右両側で測定する。 上記未済は2回測定する。 なお、基礎部横断方向の測定箇所は別紙3を参照。	
			漏水試験		圧力の低下がないこと 地表面に水がしみ出すなどの異常がないこと	施工完了後に実施 充水完了後12時間以上経過後に確認	試験後に異常が確認された場合は、原因を究明し、対策を講じた後に再試験を行う
			現場密度の測定	最大粒径 ≤ 53mm: 砂置換法(JIS A 1214) JIS A 1210 A・B法 最大粒径 > 53mm: 舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 191 突砂法	・路体:最大乾燥密度の90%以上。 ・路床:最大乾燥密度の95%以上。 その他、設計図書による。	施工延長200m毎に1回測定する。	・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、(再)転圧を行うものとする
			土の締固め試験	JIS A 1210	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の粒度試験	JIS A 1204	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土粒子の密度試験	JIS A 1202	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	当初及び土質の変化した時。
			土の含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	当初及び土質の変化した時。	必要に応じて。
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
			土の一軸圧縮試験	JIS A 1216	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。
土の三軸圧縮試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
土の圧密試験	JIS A 1217	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
土のせん断試験	土質試験の方法と解説	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			
土の透水試験	JIS A 1218	設計図書による。	必要に応じて。	必要に応じて。			

35 水路工 (管水路) ③下層路盤  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「4 下層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-5	粒状路盤:修正CBR20%以上(クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上) アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が次に示す数値より小さい場合は30%以上とする。 北海道地方……20cm 東北地方……30cm その他の地方……40cm	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づき、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づき、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づき、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・鉄鋼スラグには適用しない。	○	
	材料	必須	鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法 便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時		・CS・クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。	○
			道路用スラグの呈色判定試験	JIS A 5015	呈色なし	施工前、材料変更時			○
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法 便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	【車道部】 最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 96%以上 X3 97%以上  シラス層部 X10 93%以上 X6 94%以上 X3 95%以上  【歩道部】 最大乾燥密度の85%以上	・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000m <sup>2</sup> あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。  ＜農政独自＞ 施工面積500m <sup>2</sup> 未満については、測定個数について監督員と協議すること。			
			その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102		異常が認められたとき。		
			その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		異常が認められたとき。	
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		異常が認められたとき。		

35 水路工 (管水路) ④上層路盤  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「5 上層路盤」に準ずる。	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上 アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上 40℃で行った場合80%以上	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○		
			鉄鋼スラグの修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR 80%以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・但し、鉄鋼スラグには適用しない。	○		
			鉄鋼スラグの呈色判定試験	JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧 [4]-10	呈色なし	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			鉄鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-16	1.5%以下	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			鉄鋼スラグの一軸圧縮試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-12	1.2Mpa以上(14日)	施工前、材料変更時	・HMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			鉄鋼スラグの単位容積質量試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-106	1.50kg/L以上	施工前、材料変更時	・MS:粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS:水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。	○		
			その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	50%以下	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・粒度調整及びセメントコンクリート再生骨材を使用した再生粒度調整に適用する。	○	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	20%以下	土工事用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
			施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-191	最大乾燥密度の93%以上 X10 95%以上 X6 95.5%以上 X3 96.5%以上	<b>&lt;農政独自&gt;</b> <b>施工面積500㎡未満については、測定個数について監督員と協議すること。</b> ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1,000㎡あたり1個で測定とする。 なお、1工事あたり3,000㎡以下の場合(維持工事を除く)は、1工事あたり3個(3孔)以上で測定する。		
					粒度(2.36mmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	2.36mmふるい: ±15%以内	中規模以上の工事: 1回~2回/日	中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。	
					粒度(75μmフルイ)	舗装調査・試験法便覧 [2]-14	75μmふるい: ±6%以内	中規模以上の工事: 異常が認められたとき。		
					その他	土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI: 4以下	観察により異常が認められたとき。	
		含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。	観察により異常が認められたとき。					

35 水路工 (管水路) ⑤アスファルト舗装  ※各試験項目の規格値、試験基準、摘要及び試験成績表等による確認については、「8 アスファルト舗装」に準ずる。	材料	必須	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001 表2参照	施工前、材料変更時	アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○	
			骨材の密度及び吸水率試験	JIS A 1109 JIS A 1110	表層・基層 表乾密度:2.45g/cm3以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時		○	
			骨材中の粘土塊量の試験	JIS A 1137	粘土、粘土塊量:0.25%以下	施工前、材料変更時		○	
			粗骨材の形状試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-45	細長、あるいは扁平な石片:10%以下	施工前、材料変更時		○	
			フィラーの粒度試験	JIS A 5008	便覧 表3.3.17による。	施工前、材料変更時		○	
			フィラーの水分試験	JIS A 5008	1%以下	施工前、材料変更時		○	
			その他	フィラーの塑性指数試験	JIS A 1205	4以下	施工前、材料変更時	・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○
				フィラーのフロー試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-65	50%以下	施工前、材料変更時		○
				フィラーの水浸膨張試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-59	3%以下	施工前、材料変更時		○
				フィラーの剥離抵抗性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-61	1/4以下	施工前、材料変更時		○
				製鋼スラグの水浸膨張性試験	舗装調査・試験法便覧 [2]-77	水浸膨張比:2.0%以下	施工前、材料変更時		・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。
				製鋼スラグの密度及び吸水率試験	JIS A 1110	SS 表乾密度:2.45g/cm3以上 吸水率 :3.0%以下	施工前、材料変更時	○	
				粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	すり減り量 碎石:30%以下 CSS :50%以下 SS :30%以下	施工前、材料変更時	○	
				硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験	JIS A 1122	損失量:12%以下	施工前、材料変更時	○	
				粗骨材中の軟石量試験	JIS A 1126	軟石量:5%以下	施工前、材料変更時	・アスファルト混合物取扱要領に基づき、宮崎県建設技術センターの承認の写しおよびアスファルト混合物配合計画書(当該試験項目の試験成績表)を提出しこれを監督員が承諾した場合は、試験を省略できる。	○

36 路床置換工	材料	必須	修正CBR試験	舗装調査・試験法便覧 [4]-5	修正CBR20%以上(再生材にAs殻を含むものは、修正CBRの規格値は30%以上とする。)	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102	JIS A 5001表2参照	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。		○	
		その他	粗骨材のすりへり試験	JIS A 1121	再生クラッシュランに用いるセメントコンクリート再生骨材は、すり減り量が50%以下とする。	土木工用骨材の規格試験実施要領等に基づく、宮崎県建設技術センターまたは県が指定する民間の試験機関が実施した試験結果報告書による。	・再生クラッシュランに適用する。	○	
	施工	必須	現場密度の測定	舗装調査・試験法便覧 [4]-185 砂置換法 (JIS A 1214) 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。	最大乾燥密度の90%以上(締固め試験(JIS A 1210)E法)	500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。			
			ブルーフローリング	舗装調査・試験法便覧 [4]-210		路床仕上げ後全幅、全区画について実施する。但し、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 ※大型車の通行のない道路区分については、監督員に確認を行うこと。	・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。		
		その他	平板載荷試験	JIS A 1215			1,000m2につき2回の割合で行う。	・セメントコンクリートの路盤に適用する。	
			骨材のふるい分け試験	JIS A 1102			異常が認められたとき。		
			土の液性限界・塑性限界試験	JIS A 1205	塑性指数PI:6以下		異常が認められたとき。		
			含水比試験	JIS A 1203	設計図書による。		異常が認められたとき。		



# 農業土木工事施工管理の統一事項

平成30年4月  
(令和元年11月改定)  
宮崎県農政水産部



## ダクティル 鋳鉄管 K 形 継手 チェックシート

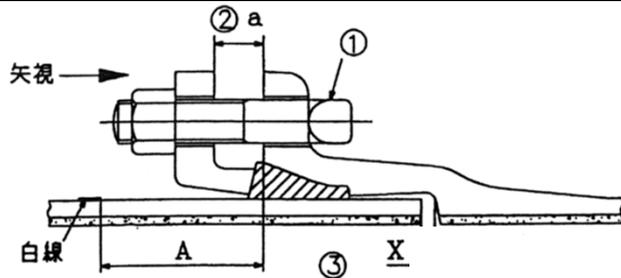
工事名 平成 年度 県営

事業

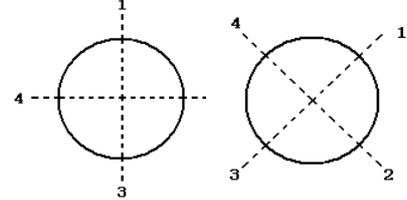
地区

工区

測定者

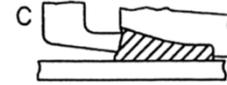


測定位置



測定箇所は、計測できる位置で、対象方向4箇所とする。

④ ゴム輪の出入り状態



施工日	/	/	/	/	/	/	/
測点							
路線名 管種・管径							
略図							
継手 No.							
清掃							
滑剤							
①ボルト	数						
	トルク (N・m)						
②押輪－ 受口端面間隔 (a)	規格値						
	1						
	2						
	3						
③受口端面－ 白線の間隔 (A)	規格値						
	1						
	2						
	3						
④ゴム輪の 出入状態	1						
	2						
	3						
	4						
判定							

判定基準 ②押輪－受口端面の間隔(a)

: 最大値－最小値 $\leq 5\text{mm}$ (同一円周上)

③受口端面－白線の間隔(A)

: 呼び径 75～250mm  $A \leq 95\text{mm}$ 呼び径 300～600mm  $A \leq 107\text{mm}$ 

④ゴム輪の出入状態

: 同一円周上にA,CまたはA,B,Cが同時に存在しないこと。

## ダクタイル 鋳鉄管 T形 継手 チェックシート

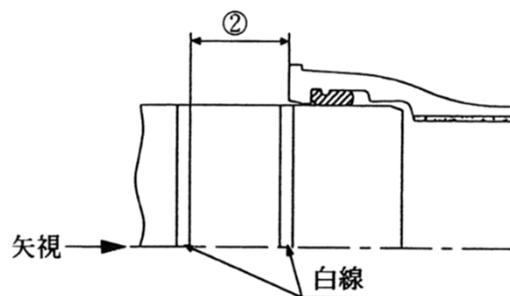
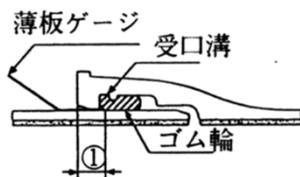
工事名 平成 年度 県営

事業

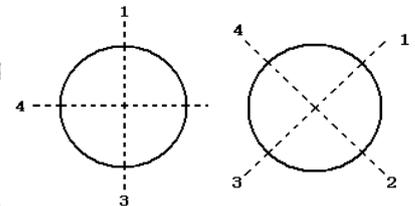
地区

工区

測定者



測定位置



測定箇所は、計測できる位置で、対象方向4箇所とする。

施工日	/	/	/	/	/	/	/
測点							
路線名 管種・管径							
略図							
継手 No.							
清掃							
滑剤							
受口溝の確認							
①受口端面－ ゴム輪の間隔	規格値						
	1						
	2						
	3						
	4						
②受口端面－ 白線の間隔	規格値						
	1						
	2						
	3						
	4						
判定							